

法律とプログラム

点々

筆者は昭和の終わり頃、法務部署で勤務した経験がある。当時、1年次上の先輩が「良い法律はプログラムと同じ」と言っていた。良いプログラムは、変数やサブルーチンなどの工夫により短くなり、年号変更時などのメンテナンスも行いやすくなる。法律も、簡潔かつ明確に記述すべき、という意味だった。平成から令和への元号変更を契機に、この言葉を久しぶりに思い出した。

デジタル化が進む今日、「法律とプログラム（の同一性）」には複数の論点がある。

第一は「表現の同一性」、限りなく論理的で明解な法律の書き方だ。悪い法律は、冗長な上、表現に曖昧さが残り、解釈の余地が大きくなるプログラムにはそれが無いので、いったん、条文をプログラム言語に書き換え、それを日本語に戻す方が良い法律になる、といった議論が行われている。

第二は、デジタル化で生じる法律とのギャップへの対処（いわば「規

制対象の同一性」)。例えば、レベル5の自動運転車は、技術的には「あらゆる場で運転者なしに走行可能」とされる。しかし、道路交通法は「車の運転者」の存在を前提としているので、現状では無人の自動運転車は公道を走れない。また、自動運転車が第三者に被害を与えた場合、AI開発企業、自動車メーカー、自動車ユーザーの誰が責任を負うのかも問題となる。馬車から自動車への進化も十分に革新的だが、馬車にも運転者は存在するので、自動運転車もたらず法的ギャップははるかに大きい。道交法などの規制法と、損害賠償責任を定める法律の改正などによって、安全な開発・製造・利用のインセンティブを付与することが論じられている。

第三は、法律とプログラムを同期させ、規制をプログラムで実行すること。規制・監督のデジタル化(RegTech / SupTech) 構想は、究極的には、法律が狙う規制効果をデジタルで実現することを目指して

いる。例えば金融取引規制。現行法は金融機関に対し、業務の適法性に関する書面報告を求めている。規制と変更がプログラムで出され、規制当局と業者がオンラインで結ばれると、報告の作成・提出や金融取引の監視が電子的に行われる。規制当局と業者双方の効率性が向上し、規制の実効性も向上するだろう。

法律とプログラムをめぐる論点は他にもあろうが、筆者自身は「法人」概念の行方に関心がある。法人は、法律によって法人格が付与され、私法上の権利・義務の直接の帰属主体となる。これが企業活動を促進し、規制し、経済発展（と外部性）をもたらしてきた。将来、法律とプログラムが高度に互換的になると、自然人、法人に次ぐ第三の法的主体「プログラム人？」が制度化され、ロボット社長が登場するかもしれない。そうなるとしても、それを決めるのは人間であってほしい。法律もプログラムも、人類の幸福と地球の存続のために用いられるべきである。

